平成２２年（フ）第１５６２号
埼玉県南埼玉郡白岡町西４丁目10―８
債務者　草野ゆう子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８２号
兵庫県姫路市書写1019―385
債務者　利瀬まゆみ
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８３号
茨城県水戸市元台町1553―302
債務者　齊藤　彰良
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８４号
北海道函館市田家町４―26
債務者　木村　正弘
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８５号
茨城県かすみがうら市下稲吉1993―149
債務者　岩本　幸子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３９号
東京都国立市北３丁目１―１―６―405
債務者　陶　美枝子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４０号
神奈川県川崎市高津区千年700―215
債務者　松倉あい子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６５０号
東京都青梅市友田町５丁目477―12
債務者　柳田　　優
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７６号
茨城県牛久市田宮町番外１―115
債務者　市塚　裕子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７７号
神奈川県横浜市鶴見区北寺尾７丁目５―29―A202
債務者　押田美千代（旧姓大高）
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７８号
東京都江戸川区中葛西５丁目６―２
債務者　吉村　つい
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９５号
栃木県那須塩原市島方538―12
債務者　相馬　孝紀（旧姓磯）
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４９号
東京都港区港南４丁目５―４―207
債務者　中野　律子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６５号
東京都江東区三好２丁目10―１―301
債務者　松下　守男
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７７０号
東京都足立区梅田２丁目21―２
債務者　濱田　雅昭
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７７１号
秋田県北秋田市鷹巣字帰道42―４
債務者　藤嶋　　大
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７７２号
東京都西東京市芝久保町１丁目23―８
債務者　宍戸　智子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部